



那珂総第242号
令和7年10月1日

那珂川町特別職報酬等審議会会長 様

那珂川町長 福島 泰夫



那珂川町特別職の報酬等について（諮問）

那珂川町特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、下記のことについて、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

町長、副町長及び教育長の給料の額について

2 諮問理由

町長等の給料の額は、平成17年10月1日の那珂川町誕生以降において1度も見直しを行っていない状況であり、この間の行政を取り巻く環境や社会経済情勢の変化等に鑑み、特別職の給料の額について意見を求めるものです。